

経済産業省委託事業

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

2014 年 3 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

IP FORWARD

(2) タイ



① 模倣品の流通実態

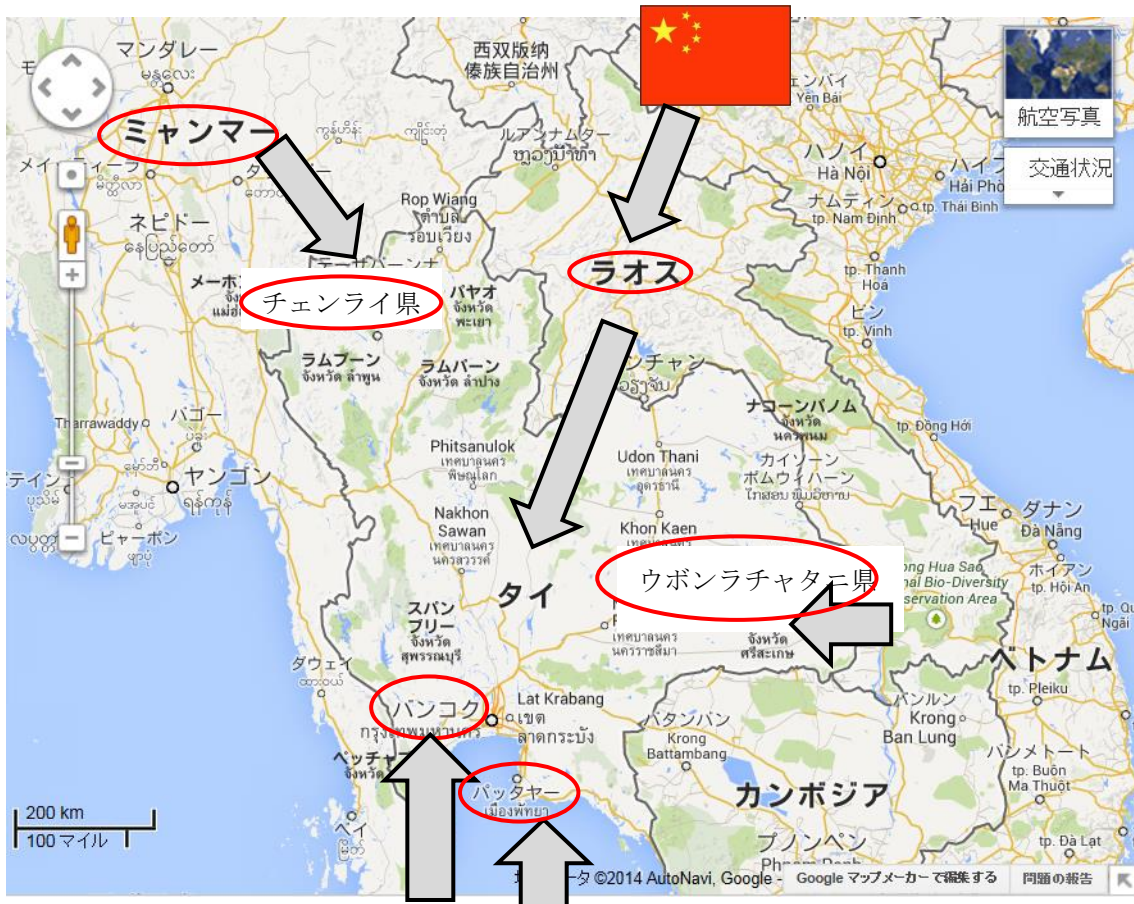
- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が広く出回っている
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行者も購入するような模倣品は、バンコク市内のパッポン通り、スクンビット通り、パッタヤーなどで多く流通しており、ショッピングセンターや、出店等で販売されている
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、上記以外にも各地で、様々な販売形態にて販売されている

【模倣品が出回っている主な都市】



- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、ほとんどの模倣品は中国から流入されたものと考えられている
- タイ税関によると、税関が把握している限り、タイで流通している模倣品の約 90%は中国製だとされている
- 輸出品の差止制度がないこともあり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある
- 国境付近では、プーケット（タイ・マレーシアの国境）、ウボンラチャタニ県（タイーラオス国境域）、チェンライ県（タイーミャンマー国境域）等が、模倣品流入の多い地域となっている

【流通ルート】



i 海路

- ・中国からバンコク、パッタヤー等へ流入するルート

ii 海路ないし陸路・他国経由

- ・ラオス国境域から、ウボンラチャタニ県へ流入するルート
- ・ミャンマー国境域から、チェンライ県へ流入するルート
- ・中国からラオス、タイへ流入するルート

② エンフォースメントの実情

i 法制度

- タイにおいては、以下のとおり、公的機関によるエンフォースメントとして、公安摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

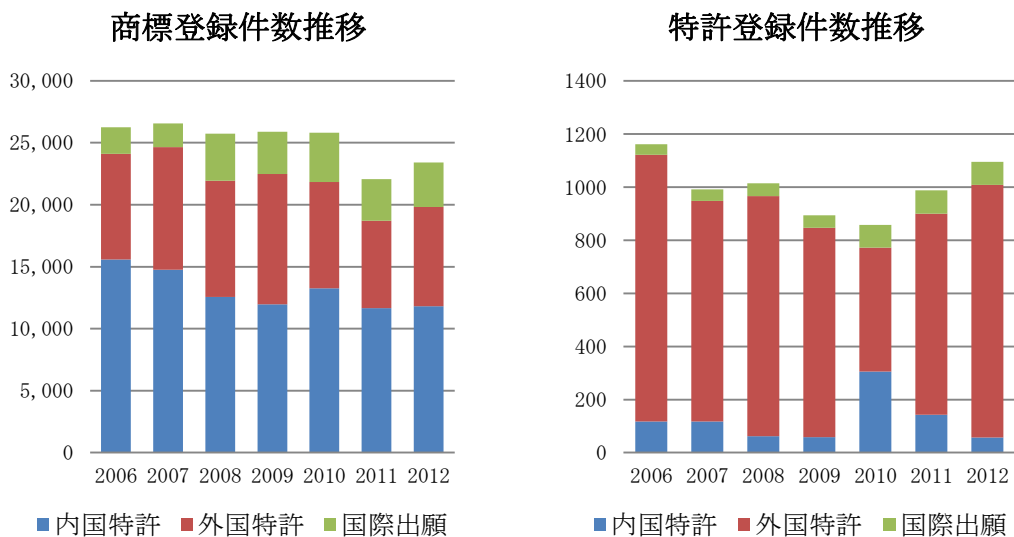
手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		商標法、著作権法、特許・意匠法	○	○	○
税関差止	税関		税関法等	○	○	×

〈税関差止〉

- 所定の税関登録手続あり
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能

ii エンフォースメント状況

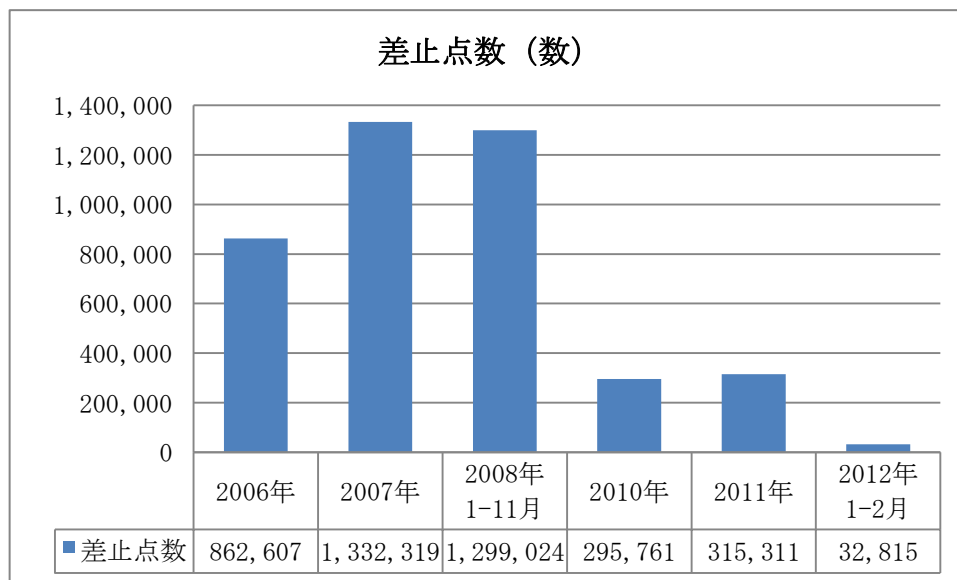
- タイにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり



(出典：WIPO)

- タイにおけるエンフォースメントの例は以下のとおり

【税関法による知的財産権侵害による差止点数】



(出典：タイ国税関)

経済産業省委託

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

IP FORWARD

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **IP FORWARD** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。